

## 小田原市地域公共交通総合連携計画素案に対する市民意見の募集結果について

### 1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市地域公共交通総合連携計画
政策等の案の公表の日	平成25年2月15日
意見提出期間	平成25年2月15日～平成25年3月18日
市民への周知方法	おだわらいふ2月15日号、ホームページ掲載、メールマガジン「こらーぼ」配信、募集要項配架（都市政策課、行政情報センター、支所、連絡所、窓口コーナー、地域センター）

### 2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	8件（3人）
インターネット	人
ファクシミリ	人
郵送	1人
直接持参	2人

※市民等以外のものから提出された意見を除きます。

### 3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	5
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	
C	今後の検討のために参考とするもの	
D	その他（質問など）	3

〈具体的な内容〉

(1) 計画の位置づけに関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	生活交通ネットワーク計画とは何か。 (P. 2, 27, 28)	A	意見を踏まえ、P. 2 の「計画の位置づけ」に、神奈川県生活交通ネットワーク計画及び小田原市生活交通ネットワーク計画を追加するとともに、P. 27, 28 に生活交通ネットワーク計画についての説明を加えます。

(2) 地域概況に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	高齢化は今後、更に進んでいくのではないか。 (P. 5, 11)	A	意見を踏まえ、平成 37 年には小田原市の高齢化率が 30%を超えると推計されている旨を記載します。

(3) 地域公共交通の方向性と目標に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	基本理念などに環境に対する配慮を盛り込むべきではないか。(P. 12)	A	意見を踏まえ、基本理念に環境に優しいまちづくりを記載します。
2	目標に自家用車からの交通行動転換を掲げるべきではないか。(P. 15)	A	意見を踏まえ、代表的交通手段を自動車とする割合を低減する旨を記載します。

(4) 事業概要及び実施主体に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	重点事業や最優先事業が、事業1となるのではないか。（P. 17, 18）	A	意見を踏まえ、事業の全体構成について、P. 18 に記載します。
2	運行本数の「一定程度」の基準は何か。（P. 20）	D	主軸路線の運行本数は、P. 20 の表のとおり、1時間当り運行間隔は、おおむね5～20分間隔で運行されています。 事業3（P. 27～）「ニーズに応じた路線バスの改善」で記述しているとおり、時間帯・平休日の別により適した運行は異なるため、各々に応じた運行基準を設けていきます。
3	「ニーズに応じた運行」とは何を指すのか。（P. 20）	D	通院、買物、通勤・通学、観光などニーズを見極め、時間帯・平休日の別により適した運行を行うという意味です。
4	橘地域以外の地域の路線バスの見直しは行わないのか。（P. 27, 28）	D	現時点において、生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統）の要件を満たすのは、橘地域のみです。橘地域以外の地域については、ルールづくり事業の中で、取り組みます。